



平成 19 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 北 銀 行  
代 表 者 名 取締役頭取 浅 沼 新  
(コード番号 8349 東証第一部)  
問 合 せ 先 常務取締役経営企画部長 千 葉 幸 長  
(TEL 019-651-6161)

(訂正) 「平成 20 年 3 月期 中間決算短信」の一部訂正について

平成 19 年 11 月 12 日に開示いたしました株式会社東北銀行の「平成 20 年 3 月期 中間決算短信」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

**【訂正箇所】**

4 ページ 1. 経営成績 (4) 事業等のリスク

(訂正前)

当行の事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。当行はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応につとめてまいります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本中間決算短信提出日現在において判断したものであります。

① 信用リスク

融資先の倒産や経営悪化、不動産価格及び株価の下落等さまざまな要因によって新たな不良債権処理費用が発生し業績に悪影響を与える可能性があります。

(略)

⑦ 規則変更のリスク

当行は、現時点における法律・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来において法律・規則等の新設・変更・廃止によって生じる事態が、業務遂行や業績に悪影響を与える可能性があります。

⑧ 自己資本に関するリスク

当行は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成 18 年金融庁告示第 19 号)に定められた国内基準 4%以上に維持しなければなりません。連結・単体の自己資本比率が基準である 4%を下回った場合には、金融庁から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な行政処分を受ける可能性があります。

(略)

(訂正後)

当行の事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。当行はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応につとめてまいります。

なお、当該事項は本中間決算短信提出日現在において判断したものであります。

① 信用リスク

融資先の倒産や経営悪化のほか、不動産市場における流動性の欠如又は不動産価額の下落、有価証券価額の下落等により、債務不履行の状態にある債務者に対し担保権を設定した不動産もしくは有価証券を処分できないなどのさまざまな要因によって新たな不良債権処理費用が発生し業績に悪影響を与える可能性があります。

また、当行は、融資先の状況や差し入れられた担保の価値及び経済状況に関する見積り等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。当中間連結会計期間末における金融再生法開示債権の保全状況は、担保保証等及び貸倒引当金による保全率が銀行単体で 90.12%と高い比率となっております。また、非保全額を十分に上回る自己資本を有しております。しかし、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離した場合や担保価値が下落した場合、貸倒引当金が増加し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(略)

⑦ 規則・制度変更に関するリスク

当行は、現時点における法律・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来において法律・規則等の新設・変更・廃止によって生じる事態が、業務遂行や業績に悪影響を与える可能性があります。

⑧ 自己資本に関するリスク

当行は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準4%以上に維持しなければなりません。連結・単体の自己資本比率が基準である4%を下回った場合には、金融庁から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な行政処分を受ける可能性があります。連結・単体の自己資本比率は、本項に記載した様々な不利益な展開に伴い自己資本が毀損した場合、自己資本比率の基準及び算定方法が変更された場合、繰延税金資産が会計上の判断又は何らかの制約により減額された場合、あるいは既存の劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えができなかった場合において悪化する可能性があります。

(略)

以上